

デイリーサポート事業を利用される農家の皆さんへ

1 デイリーサポートとは

「結い（助け合い・ボランティア）」の精神を大切にしながら、JA等と協力して労働力補完の基盤作りを進めるものです。

2 求人依頼方法（利用会員→事務局）

作業支援を希望する場合は、『求人票（労働条件明示票）』に必要事項をご記入いただき、市役所農政課かお近くのJAへお申し込みください。協力会員の申し込み状況により、紹介できない場合があります。

3 作業依頼方法（事務局→利用会員→協力会員）

- (1) 『求人票（労働条件明示票）』に基づき、通知および市HPにて求人情報を公開します。
- (2) 協力会員から申し込みがありましたら、「デイリーサポート事業協力会員申込書（写）」を求人農家へ郵送します。
- (3) 農家の皆さんから協力会員に電話で連絡をとっていただき、作業依頼前に必ず直接会って作業依頼を行うか、面接を行ってください。
- (4) 面接後、「デイリーサポート事業面接結果報告書」を農政課へ送付してください。
不採用の場合は個人情報保護のため「デイリーサポート事業協力会員申込書（写）」を同封してください。

※作業依頼をする場合は、依頼時によく話し合ってください、お互い合意したうえで作業を開始してください。

《 依頼時に確認すること 》

- | | | | |
|-------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 作業内容 | <input type="checkbox"/> 作業時間及び休憩時間 | <input type="checkbox"/> 賃金・交通費の支払方法 | |
| <input type="checkbox"/> 傷害保険 | <input type="checkbox"/> 具体的な作業開始日 | <input type="checkbox"/> 待ち合わせ時間・場所 | |
| <input type="checkbox"/> 持ち物 | <input type="checkbox"/> 服装 | <input type="checkbox"/> お互いの連絡先 | <input type="checkbox"/> その他必要事項 |

※支援の可否について、必ず市農政課へご連絡ください。

4 賃金

作業内容により農家が決定します。長野県最低賃金（877円※令和3年10月1日～）以上に設定するようにしてください。

5 傷害保険

本事業について、市は傷害保険へ加入しません。農家並びに支援者自身の責任において作業を実施してください。

万が一のため、極力、傷害保険に加入いただくようお願いします。

(農作業の傷害保険については、お近くのJAへご相談ください)

6 報告

後日、事業を利用した農家の方へ『**利用会員報告書**』をお送りします。実際に支援を依頼した日数等を書いて、市役所農政課か最寄りのJAへご提出ください。

7 その他

(1) 『求人票（労働条件明示票）』の記入参考

①協力会員が見つかりやすい求人

- ・時間の優遇が付きやすい（9時から3時や午前のみなど）
- ・交通費の別途支給
- ・作業期間が明確（開始日など）

②協力会員が見つかりづらい求人

- ・重いものを持ち運ぶなどの重労働
- ・草刈機の使用やトラックの運転など、機械の操作を伴う作業
- ・農繁期に3人以上集めなければならない求人

③働く人が長続きしやすい農家

- ・作業内容をきちんと支援者に説明し、お互い納得して作業をしている農家
- ・半日に1回休憩を取っている農家
- ・働く側の時間も考慮してくれる農家

④令和2年度に多かった協力会員

- ・65歳以上の方
- ・午前中のみや10時～3時くらいまでできる方
- ・土日のみできる方
- ・週2日から3日間ならできる方

(2) トラブルが生じた場合には、速やかにお近くのJAか下記担当者までご連絡ください。

(3) ハローワーク松本やシルバー人材センター、JA 労働銀行への求人申し込みもご検討ください。

【申し込み・問い合わせ】 アグリサポート事業推進協議会事務局

〒390-8620 松本市丸の内3-7 農政課内 担当：田村、大西

電話：0263-34-3222（直通） FAX：0263-36-6217